

日本学術会議 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会
研究健全性問題検討分科会（第5回）議事要旨

日 時：平成26年11月14日（金）10：00－12：00

場 所：日本学術会議 5－A会議室（1）

議 題：1）前回議事要旨（案）の確認
2）文科省からの審議依頼に対する回答案について
3）その他

出席者：

小林良彰委員長、家泰弘副委員長、三木浩一幹事、井野瀬久美恵委員（スカイプ）、岡田清孝委員、福田裕穂委員、依田照彦委員、岸本喜久雄委員、川畑秀明委員（9名）

欠席者：

戸山芳昭幹事、市川家國委員（2名）

オブザーバー：沼田勉文部科学省人材政策推進室室長補佐

配布資料：

議事次第

資料1 前回議事要旨（案）

資料2 「研究活動における不正行為への対応等に関する審議について（依頼）」（文部科学省科学技術・学術政策局長）

資料3 文科省からの審議依頼に対する回答案

参考資料1 分科会委員名簿

議事概要：

- （1）前回議事要旨の確認（案）が原案（資料1）通り了承された。
- （2）小林委員長から、資料2に基づいて本分科会の審議事項（文部科学省から日本学術会議への審議依頼等）について紹介が行われた。
- （3）前回までの議論を踏まえ、資料3「文科省からの審議依頼に対する回答案」に基づいて各審議項目ごとに担当委員の原案を検討した。具体的には、審議事項1及び3についてはおおむね整理が行われた。審議事項2については、「恣意的な解釈」に関して追記を行うこととした。審議事項4については、JSPS等の情報を踏まえ必要に応じた修正を行うこととした。審議事項5については、文部科学省のガイドラインを反映した規程に整えることとした。また、今回の議論を踏まえて、次回までに各担当委員が担当部分を改訂することとした。

議題1）前回議事要旨の確認（案）

前回議事要旨の確認（案）が原案（資料1）通り了承された。

議題2）文科省からの審議依頼に対する回答案について

文部科学省からの審議依頼内容の趣旨説明と審議内容

小林委員長から、資料2に基づいて本分科会の審議事項（文部科学省から日本学術会議への審議依頼等）について趣旨説明が行われた。続いて、資料3「文科省からの審議依頼に対する回答案」に基づいて各審議項目ごとに担当委員の原案を検討した。また、今回の議論を踏まえて、次回までに各担当委員が担当部分を改訂することとした。主な議論は次の通り。

1. 実験データ等の保存の期間及び方法」にかかる議論（担当：家副委員長、福田委員、岡田委員、岸本委員）

- p. 3 の(2)で「発表後 10 年間」「10 年間の保存が望ましい」という記載がある。現行の案だと「10 年以上保存しても OK」か、それとも「10 年たったら廃棄しないとならない（廃棄義務が発生する）」ということの意味するのかあいまいな表記となっている。
→それぞれ「少なくとも」を追加することにより明確になる。
- p. 1 の「研究者が自らの潔白を証明するためにも、」の後に、「あるいは共同研究者や所属機関のために証拠を確保するという観点から」といった記載を追加して、研究者のみならず関係者を守るための行為である点を示してはどうか。
- 保管に関して、退官を含めた、移動した場合の対応についても、フォローアップ等を義務とする旨の記載が必要なのではないか。
→移籍や退官とそれに関する組織の責任については項目を立てて入れざるを得ないように思う。
- やめる際には、「1. 保管」もしくは「2. 追跡可能とする（帰属を明確にする）」ということが望ましいといった程度の記載か。
- 必要に応じて、必ずデータを提出してもらえるように、組織と研究者の間であらかじめ契約するのは難しいかもしれない。
→研究費を受領する段階で契約とするスキームはあり得る。
→契約に係るフォーマットが必要である。
- 試料以外に装置も重要なデータ等の一種かもしれない。重要な装置は、簡単に他人に見せないといった性格のものもある。退職の際には、それらを譲渡先を大学に示したうえで譲り渡している。このように追跡できるようにしておかないとならない。
→備品・設備と資料の線引きをどうするかといった問題もある。償却の年限等の問題である。
- 国としてデータベース等をきちんと完備すべきということも本質的にはある。これを記載するか。

2. 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務（担当：小林委員長、井野瀬委員）

- 井野瀬先生が作成した部分については、総論的であり重要であるので、掲載の位置を調整するかもしれない。前半もしくは、結論のところとするかもしれない。
- 利益相反が生じたときに、どのように対応すべきか、注意義務について記載した方がよいように思う。

- その件については、「5」の規程モデルの部分で対応し、ここでは、「そちらを参照のこと」と記すことにしたい。
- データの恣意的な解釈について項目を入れてはどうか。なお、「何が恣意的か」ということを書くという意味ではない。
- 深く踏み込むと、分野の違いが大きい点である。共通項をどこまでかけるか。
- 何らかの形で記載したい。
- 「研究責任」という言葉が用いられている。これは、研究のインテグリティを示すという文脈だと思う。もう少し言葉の工夫が必要かもしれない。

3. 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサiershipの在り方等）」にかかる議論（担当：小林委員長）

【オーサiership】

- 「、」に関してこれを「または」あるいは「及び」の読み違いを防ぐために、文言をしたほうが良い。「例えば、①研究の企画・構想もしくは、調査・実験の遂行に本質的な貢献または、実験・観測データの取得や解析または、理論的解釈やモデル構築など、（後略）」とした方がよいのでは
- 「本人の了解なしに著者に加えることも不当である」という点を追加したほうが良い。
- 謝辞の英語(Acknowledgement)については、初出で記載した方がよい。ここで書かれているように、謝辞の価値が高まるようにしていくことが重要である。また、「③ 論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること」は重要である。
- p. 7 の最後のパラグラフが最初のパラグラフの下にあることがわかるように、p. 7 の最後のパラグラフ冒頭は、カッコ書きで、「上記の要件を全て満たす」ことがなくても記載する。
- ここは、「日本では、これまで「上記の要件を全て満たす」ことが無くても、研究設備や施設の提供、資金提供、周知の理論の教示や示唆・助言をただけの者を著者に加えることが（後略）」とする。

4. 研究倫理教育に関する参照基準にかかる議論（担当：川畑委員）

- この倫理教育の想定対象者は、学生のみかそれともそれ以外の研究者も含むか。
- 対象には、研究者も入る。現在倫理教育に関しては、CITI や JSPS などに取り組んでいるが、ここでは、そうした中で、「何をチェックしなくてはならないのか」について大所高所から記載する必要がある。
- 「告発」についてどう考えるか。本人がきちんとすることはもちろんであるが、場合によっては、他人の行為を見過ごすということを問題ととらえ、告発を積極的に促すということも考えられるが。
- p. 14 に表の中に「研究不正の防止と告発」という項目がある。文章として盛り込むとするならば、p. 10 の「(2) 基本的な知識と理解」の知識の内容に記載する可能性はある。記載するかどうかも含めて、CITI や JSPS を参考にしたい。

- この回答では、文部科学省から研究費等を得ている人を想定しているのだろうが、企業にいる研究者であれば、例えば秘密保持等、別の倫理の側面も重要となってくる。もっと一般的なものもあり得ることを付記したらよいと思う。
- ここでは、「科学者」ではなく「研究者」とした方がよいと思う。
- タイトルにある「研究倫理教育に関する参照基準」という言葉が少し引かかる。
- これは、文部科学省からの依頼をそのまま使っているためこうなっている。より正確には、「研究倫理教育に関するカリキュラム作りの参照基準」だろう。

5. 各大学の研究不正対応に関する規程のモデルにかかる議論（担当：依田委員）

- 記載すべき項目の検討をしていただいた。これを今後、具体的な「規程」に落とす作業が必要となる。今実際に存在している各大学の規程は、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月公表）を踏まえたものではない。このガイドラインを踏まえた規程モデルとする必要がある。
- 三木先生が文章化し、ひな形（規程モデル）を作成する。
- 一旦規程として文言化されれば、微調整はあっても、多くの大学はその表現や文言をそのまま使う可能性が高いと思う。

まとめ

- 審議事項1及び3についてはおおむね整理が行われた。
- 審議事項2については、「恣意的な解釈」に関して追記を行うこととした。
- 審議事項4については、JSPS等の情報を踏まえ必要に応じた修正を行うこととした。
- 審議事項5については、文部科学省のガイドラインを反映した規程に整えることとした。

議題3）その他

次回の委員会と学術フォーラムの開催等について

次回の委員会は、2014年12月19日（金）10時に開催であり、各執筆担当者は、担当部分の原稿を2014年12月17日（水）17時まで事務局までに送付することとした。

また、パブリックコメントを兼ねた学術フォーラムを、2015年2月9日（月）に開催することとした。井野瀬委員がコーディネーターとなった。この学術フォーラムを踏まえて、2015年3月の幹事会承認を目指すこととした。

- 閉会 -

（以上）